

中古住宅を取得する子育て世帯に対する支援制度

名古屋市フラット35S等 融資利子補給制度

【フラット35】S または 【フラット35】リノベを利用して

中古住宅^{※1} を取得する **子育て世帯**^{※2} を対象に、



最長5年間で

最大 **50** 万円補助



利子補給額

利子補給の対象年の
『各月の返済元金残高
× 0.25% ÷ 12』
で算定した金額の合計額



5年間
(最長)



50万円
(最大)

※1. 中古住宅とは、フラット35の借入れの申込日において竣工から2年を超えている、または既に人が住んだことがある住宅です。(新築住宅は対象外)

※2. 満18歳に達する年度末までの子ども(出産予定の子どもを含む。)と同居している世帯です。
なお子育て世帯から外れる場合は、補給開始から5年未満でも対象外になります。

◎【フラット35】に関する情報は、住宅金融支援機構の
ホームページをご確認ください。



お問い合わせ先

名古屋市 住宅都市局 住宅部 住宅企画課

住 所 : 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話 : 052-972-2944

Fax : 052-972-4172

E-Mail : a2944-03@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp



利子補給制度の
詳細はこちら
(市ウェブサイト)



裏面もチェック!

利子補給の要件

次の要件を全て満たす必要があります

- ・融資の契約者と利子補給を受ける者が同一であること
- ・融資の対象となる住宅が名古屋市内に所在していること
- ・融資の対象となる住宅が融資の契約者自ら居住するための住宅であること
- ・満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども(出産予定の子どもを含む。)と同居している世帯であること
- ・利子補給を受ける者が名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者で、かつ、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること

利子補給額

- ・利子補給額は、4月から翌年3月までを1年単位(対象年)として、各月の返済元金残高に0.25%を乗じて12で除した額(利子月額)の対象年の合計額とします(算出された利子月額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。)
- ・利子補給額は、最大50万円までです(利子補給期間内の合計金額)。

利子補給期間

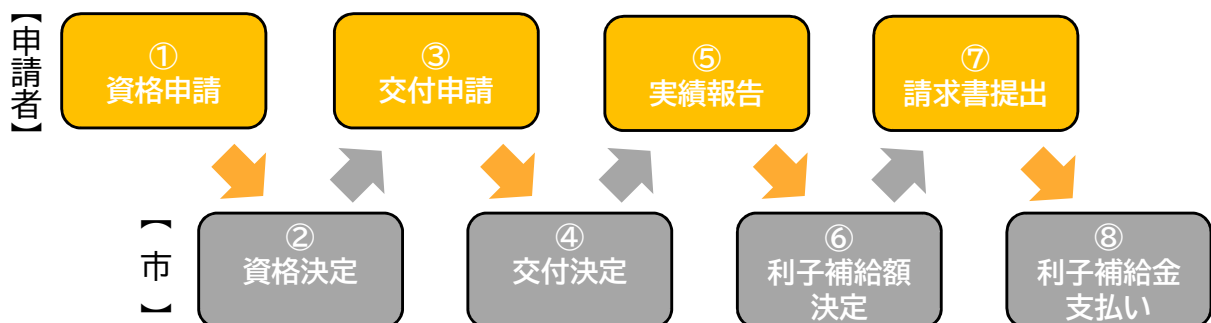
- ・利子補給期間は、融資に対する初回返済日の属する月から起算して最長5年間です。
- ・融資の返済期間が5年に満たない場合は、最終返済日の属する月までです。
- ・融資の全額を繰上返済した場合は、繰上返済を実行した日の属する月までです。

利子補給の方法

- ・対象年の融資の返済後、対象年の利子補給金を一括でお支払いします。

手続きの流れ

- ・申請者は、借入れ申込みをした金融機関から審査結果のお知らせ(融資の承認)後、次の手続きが必要です。



※2年目以降は、③交付申請からの手続きが毎年必要です。

その他

- ・利子補給金は税法上の雑所得に該当し、確定申告が必要となる場合があります。詳細については、税務署または市税事務所へお問合せください。